

2026年1月30日開催 輸出プロセスセミナーQ&A

	講師への質問	回答欄
1	ゼラチンなど動物性原料を使用した食品を輸出する場合、同じ国向けへも動物検疫書類が必要な場合と必要でない場合があります。EUなどは認定施設で作られたゼラチンはOK等だったかと思いますが、そういう規制は現地の輸入者が確認しておりそれに合わせて書類を準備しています。特に現地輸入は問題ないと思いますが、相手国で流通される食品ですので実際何が正しいのか輸入者によって対応が違い困ることがあります。どこに相談するのが一番良いのでしょうか？	輸入者を通じて当該国内の食品流通を所管する機関に相談をいただくのがよろしいと思われます。
2	「海外食品添加物早見表」に記載のない国・地域（具体的にはフィリピン）の添加物の使用規制、食品規格ごとの使用制限・使用量の制限を確認したいときは、どちらを参照すればよろしいでしょうか。具体的なURLをご教示いただけますと幸いです。	フィリピンの添加物に関する規制について、以下は調味料になりますが、ご案内します。（その他、青果物、牛肉、菓子、水産物、アルコール飲料、健康食品についても同様のページあります。） 調味料の輸入規制、輸入手続き(フィリピン) 日本からの輸出に関する制度 - フィリピン - アジア - 国・地域別に見る - ジェトロ 上記のうち「食品関連の規制」タブを参照、「4. 食品添加物」に添加物関連の内容があります。 ジェトロリンク： https://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/foods/exportguide/seasoning.html
3	セミナー開催ありがとうございました。食品輸出の全体の流れを掴む契機になりました。さて、新井様のご講演について質問がございます。シート6 貿易に潜むトラブルの発生源 d 品質クレームの対応策に「クレーム期限の設定」があります。クレーム期限の意味をお教えいただけないでしょうか？商品の賞味期限とはまた別に設定を考える必要があるのでしょうか？	海外取引では言語、商習慣、法律等異なるため、いつまでにクレーム提起をすればよいかの期限を契約書に明記しておくことが一般的です。期限の設定がないと、商品納品後も、売主にとってはいつまでもクレームのリスクを抱え続けることになり、時間が経過しました後クレームが提起されても、事実確認をするのに根拠がなく、紛争等につながりえます。期限を設けることは、トラブル発生時、責任の分岐点や責任分担を明らかにし、その後の対応、処理を進める上の一つの根拠となります。
4	インドネシアやマレーシアへの輸出は今後、HALAL認証が規制よりも優先されるのでしょうか？	食品に係る規制よりもハラール認証が優先されるのか否かという質問ととらえ、回答いたします。インドネシアに関しては、2026年10月よりインドネシア国内法に基づいてハラール認証が完全義務化される見込みです。日本からの輸出事業者にとっては、この日までに認証を取得する必要があります。一方、非ハラール商品を販売する場合、「非ハラール（ハラム）」であることを明示するラベル表示が求められるようになります。またマレーシアへの輸出において、ハラール認証が義務ではありませんが、ハラール商品であることの需要は高いといえます。ともに販売国の食品関連法令（食品規格、食品添加物規格、食品表示ルール等）への適合がハラール認証の前提とはなりますが、それぞれは独立なもので、どちらが優先されるということではないと考えます。